学　生　各　位

東　北　大　学

日本学生支援機構

貸与奨学金緊急・応急採用及び

給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で家計が急変し、日本学生支援機構の奨学金を希望する学生は，国際文化研究科教務係まで申し出てください。

記

**1.　対象者**

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

**QR コード

自動的に生成された説明**

**2.　災害内容，災害救助法適用地域及び適用日**

**後日において対象地域が追加されることがあります。**

**下記URLより、ご参照ください。**

**https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **災害** | **災害救助法適用地域** | **適用日** |
| 令和6年7月25日からの大雨災害にかかる災害救助適用地域  **次ページへ続く** | 【秋田県】  横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村  【山形県】鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東田  川郡庄内町、飽海郡遊佐町  **前ページより** | **令和6年7月25日** |
| 令和6年台風第10号に伴う災害にかかる災害救助法適用地域 | 【愛知県】  蒲郡市（法適用日：令和6年8月27日）  【鹿児島県】  熊毛郡屋久島町、大島郡龍郷町（法適用日：令和6年8月28日）  【宮崎県】 宮崎市（法適用日：令和6年8月29日）  【静岡県】  静岡市、焼津市、磐田市（法適用日：令和6年8月29日）  浜松市（法適用日：令和6年8月30日）  【神奈川県】  平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄下郡湯河原町（法適用日：令和6年8月30日）  【岐阜県】  大垣市、揖斐郡池田町（法適用日：令和6年8月31日） | 左記参照 |
| **令和6年12月28日からの大雪にかかる災害救助法適用地域**  **次ページへ続く** | 【青森県】  青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町（法適用日：令和7年1月4日） | 令和７年１月４日 |
| **令和7年2月4日からの大雪にかかる災害救助法適用地域** | 【福島県】 会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町（法適用日：令和7年2月7日） 岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町（法適用日：令和7年2月9日）  【新潟県】 長岡市、東蒲原郡阿賀町（法適用日：令和7年2月7日） 十日町市、魚沼市（法適用日：令和7年2月9日） | 左記参照 |
| **流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害救助法適用地域** | 【埼玉県】八潮市 | 令和7年 1月29日 |

※適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。

　日本学生支援機構ホーム＞奨学金＞申込方法＞緊急採用・応急採用＞災害救助法適用地域＞

QR コード

自動的に生成された説明1年以内の災害救助法適用地域

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で，同等の災害に遭った  
世帯の学生並びに同地域に勤務し，勤務先が被災した世帯の学生も，  
適用地域に準じて取り扱われます。

**3.** **奨学金の種類等**

各奨学金の制度については下記リンク先を参照ください。

①緊急採用　⇒　第一種奨学金（無利子）

②応急採用　⇒　第二種奨学金（有利子）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html>

③JASSO支援金（一時金）

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

**4.** **提出書類**

罹災証明書、及び各種奨学金案内にて指定されたもの

**5.** **書類請求・申請期限**

家計急変事由発生月を起点とする各種期限は以下の通りです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **書類請求期限** | **申請期限** |
| 家計急変採用 | 事由発生から1か月以内 | 事由発生から3か月以内 |
| 緊急・応急採用 | 事由発生から8か月以内 | 事由発生から1年以内 |
| JASSO支援金 | 事由発生から4か月以内 | 事由発生から6か月以内 |

**6.** **書類請求・お問い合わせ**

国際文化研究科教務係

電話：022-795₋7556

メールアドレス：int-kkdk\*grp.tohoku.ac.jp（\*を@に置き換えてください。）